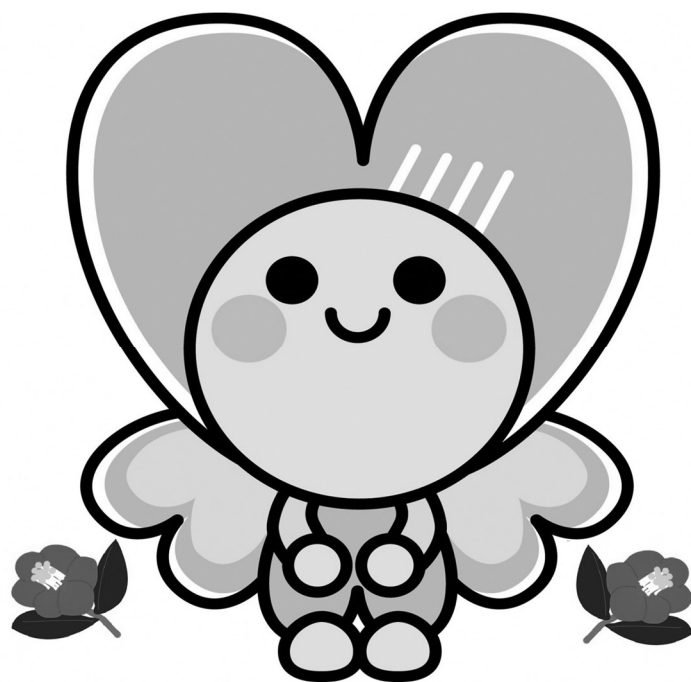


第3期松浦市地域福祉活動計画



長崎県内社協マスコットキャラクター「いこいちゃん」

ごあいさつ

松浦市社会福祉協議会では、平成 29 年 3 月に「第 2 期松浦市地域福祉活動計画」を策定し、基本方針「誰もが安心して暮らせる地域づくり」を目指して、行政、地域住民の皆様と連携しながら取り組みを進めているところであります。



この間、未だ収束をみない新型コロナウイルス感染症や年々激甚化する大雨災害等により全国各地で多くの方が亡くなりました。家族の最後を看取れない悲しみを目の当たりにし、命の尊さ、人と人とのつながりの大切さを改めて心に刻みました。8050 問題、ダブルケア、認知症、ヤングケアラー、閉じこもりなどの諸事情を抱えながらの生活、コロナ禍による失業、生活困窮は決して他人事ではありません。これらの複雑多岐にわたる問題について、当事者を中心に、地域住民、関係者が一緒になって考える総合相談体制の構築が必要です。そのためには、高齢者、子ども、障がいの有無にかかわらず、すべての人の基本的人権が尊重され、誰もが自分の役割を持って自分らしく生きられる地域共生社会の実現が肝要です。また、感染予防対策を講じながら、迅速な避難行動をとるための災害ボランティア活動の推進や地域間の連携体制の整備等の諸課題も残っています。

第 3 期地域福祉活動計画は、第 2 期活動計画の基本方針を継承するとともに、今求められているニーズに視点を置き、年齢や性別、障がいの有無に関係なく互いを尊重しあい、個人の持てる力を十分に発揮できる環境をつくることで、誰もが生きがいや役割をもって社会とつながることのできる地域共生社会の実現に取り組めます。「我が町・丸ごと」の志をもって取り組む所存でございますので、皆様方の尚一層のご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、策定委員の皆様を始め、ご協力いただきました関係機関の皆様に対し厚くお礼を申し上げます。

令和 4 年 3 月

社会福祉法人 松浦市社会福祉協議会
会長 大久保美樹子

第2部 松浦市地域福祉活動計画

第1章 計画の策定にあたって 1

- 1 はじめに
- 2 計画の目的
- 3 計画の方向性
- 4 松浦市地域福祉計画との関連
- 5 計画の性格
- 6 計画の期間
- 7 松浦市地域福祉活動計画の体制

第2章 計画の基本的な考え方 6

- 1 基本方針 6
- 2 活動目標 6
 - 活動目標Ⅰ 人とひとがふれあう地域づくり
 - 活動目標Ⅱ みんなに優しい地域づくり
 - 活動目標Ⅲ 安心して生活できる地域づくり

第3章 活 動 計 画 8

活動目標Ⅰ 人とひとがふれあう地域づくり 8

1. 住民が集う場づくりを支援します
2. 地域や自治会活動に参加しやすい環境づくりを支援します

活動目標Ⅱ みんなに優しい地域づくり 10

1. 福祉協力員を育成します
2. 福祉教育を推進します
3. ボランティアセンターの強化に取り組みます

活動目標Ⅲ 安心して生活できる地域づくり 13

1. 災害ボランティアの育成に取り組みます
2. 日常生活支援に取り組みます
3. 総合相談機能の体制を整備します
4. 権利擁護支援を推進します

資 料 編 19

松浦市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

松浦市地域福祉活動計画策定委員名簿

松浦市地域福祉活動計画策定の経緯

第1章 第3期松浦市地域福祉活動計画の策定にあたって

1 はじめに

令和2年から新型コロナウイルス感染症が全国的に広まり失業等による生活困窮者が増加し、2年を経過した今なおまだ収束を見ない危機的状況が続いています。また、人口減少や高齢化等により、人と人とのつながりが希薄になってきています。このような社会経済の低迷する中において、互いに尊重し、分け隔てることなく、自分らしく生活できる地域共生社会の実現が求められています。

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月に公布され、令和3年4月に重層的支援体制整備事業が創設され、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制の整備が進められています。

新しい生活様式を踏まえた上で、第2期松浦市地域福祉活動計画の検証・評価、及び自治会活動等に関するアンケート調査結果の前回との比較検証を行い、誰もが安心して暮らせる地域づくりに取り組める第3期松浦市地域福祉活動計画を策定いたしました。

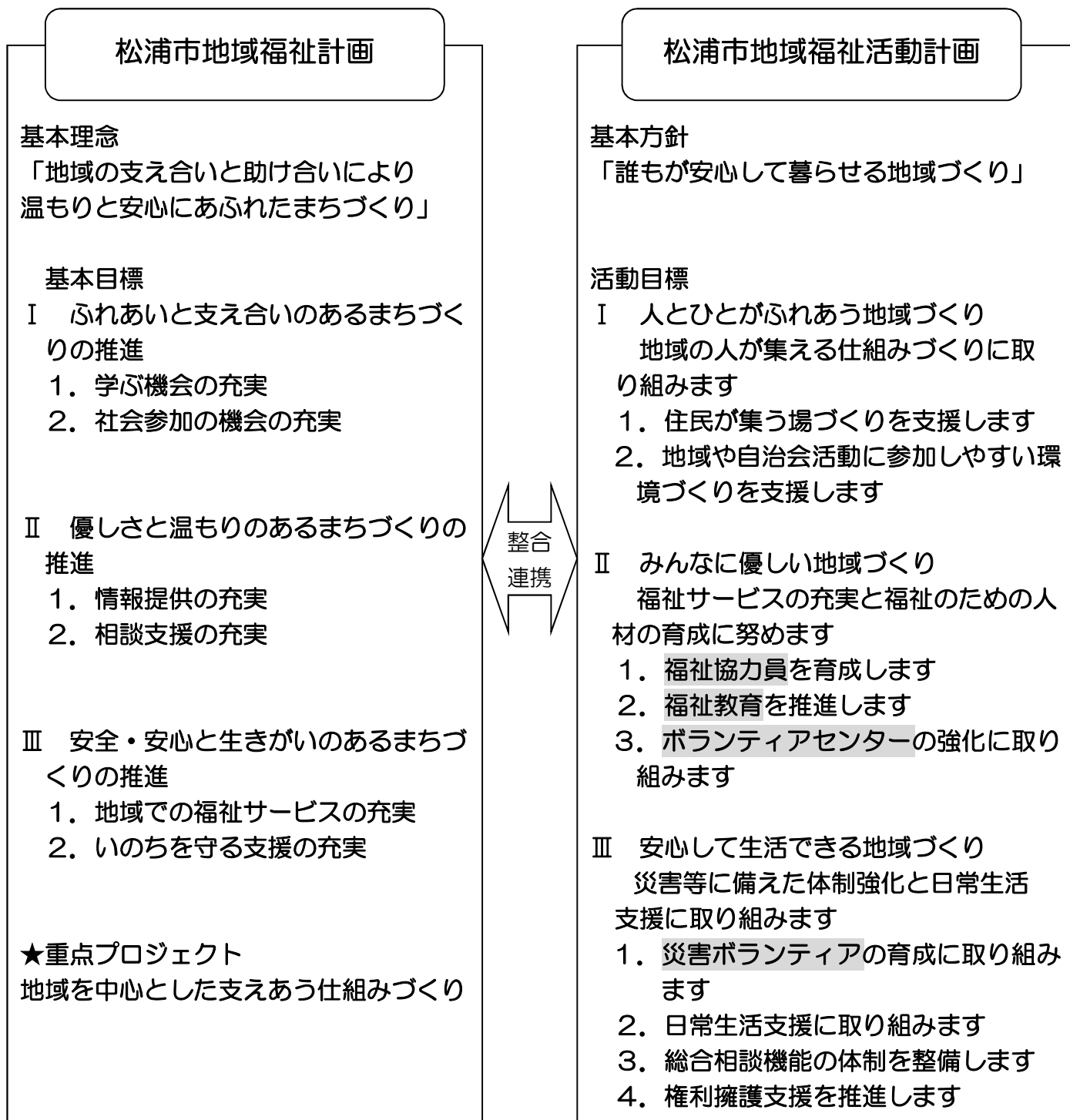
2 計画の目的

第3期松浦市地域福祉活動計画は、市が策定する第3期松浦市地域福祉計画の基本理念に則り、「誰もが安心して暮らせる地域づくり」を基本方針として、地域住民、ボランティア、NPO、福祉サービス事業者等と一緒に取り組む「民間の活動計画」です。子ども、高齢者、障がいのある人達に対してだけでなく、一人ひとりが自分以外の人に対する配慮を忘れず、それぞれが役割を持って、ともに助け合い、支え合う「我が町、丸ごと」の地域づくりを進めます。

3 計画の方向性

本計画は、地域共生社会の実現を目指し、誰もがともに助け合い、支え合うための必要な取り組みを進めます。福祉・介護サービスだけでなく、地域における防犯、防災、買い物や通院などの外出支援、子育て支援、生きがいづくりや権利擁護事業など、多種多様な分野との連携・協働を推進します。

4 松浦市地域福祉計画との関連



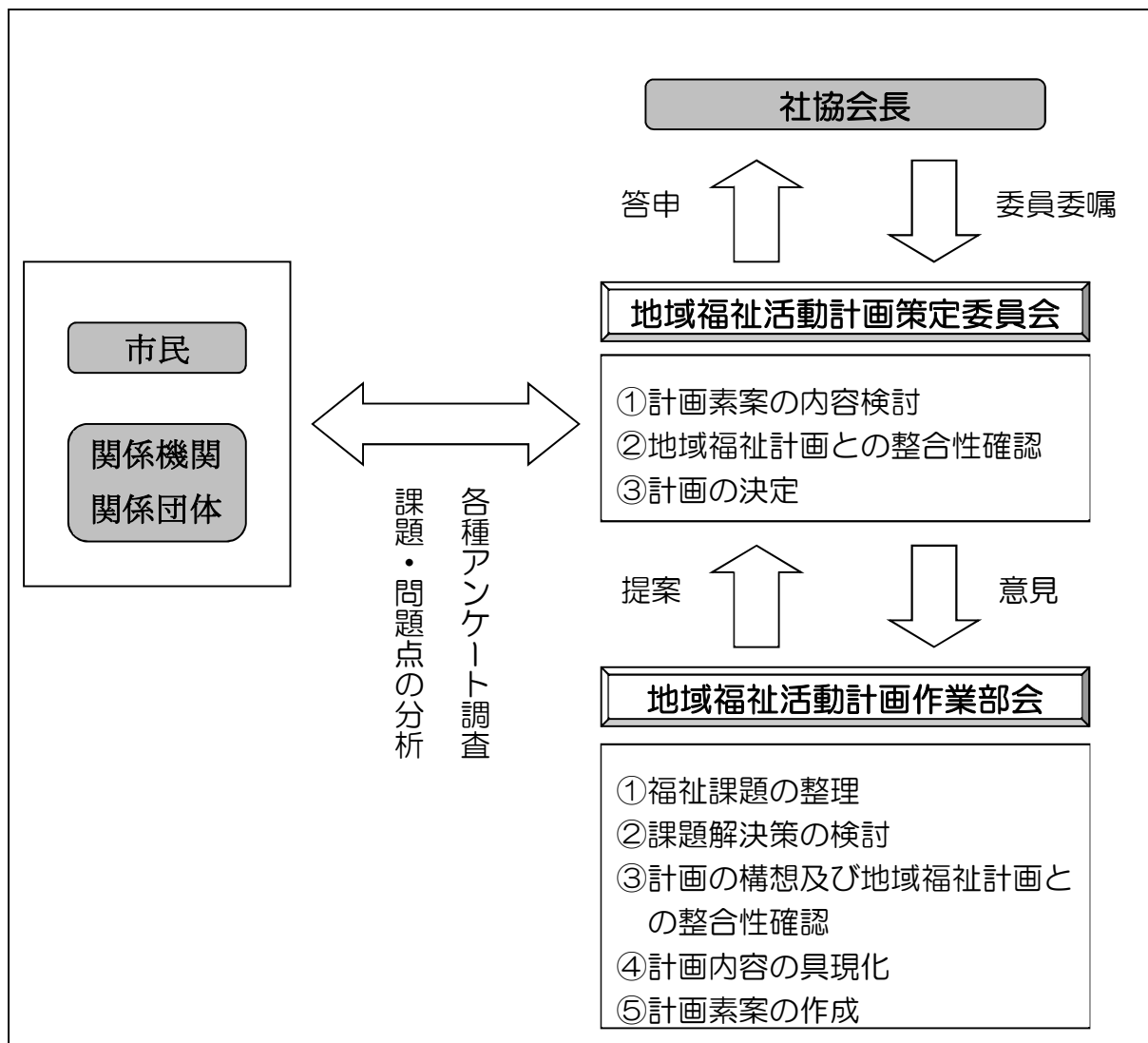
5 計画の性格

本計画は、松浦市地域福祉計画を具現化するための活動計画です。計画策定に当たっては、地域住民、福祉団体、福祉施設、ボランティア団体等と行政が同じ理念・方向性をもち、社会福祉協議会が取り組んでいる事業、ボランティア団体の活動に加え、地域住民参加型の事業展開を図ります。

6 計画の期間

本計画は、松浦市地域福祉計画と一体的に策定することから、令和4年度から令和8年度までの5年間の計画期間とします。ただし社会情勢の変化や他計画との整合性を図るため、計画期間中においても必要に応じ見直しを行います。

7 松浦市地域福祉活動計画策定の体制



※**地域共生社会**：制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指します。

※**権利擁護事業（日常生活自立支援事業）**：認知症高齢者、知的障害・精神障害のある人など判断能力が不十分な人が、地域で安心して自立生活が営めるように福祉サービスの利用援助、権利擁護を行う事業です。

※**福祉協力員**：地域における住民同士の見守り活動などを推進するため、市と社会福祉協議会が一体的にかかわり、地域住民、団体等の皆さんに福祉協力員として登録、協力していただく人をいいます。

※**福祉教育**：「思いやりの心をもって、ともに育ち、ともに生きるための福祉の心をはぐくむ」ための様々な取り組みのこと。取り組みを通して地域の様々な福祉課題を他人事とせず我が事として地域全体・住民全体で考えていく福祉観を醸成します。

※**ボランティアセンター**：ボランティアの養成・研修、情報の提供などを行い、ボランティア活動を支援する地域での拠点のことをいいます。

※**災害ボランティア**：地震や風水害などの災害が発生したときに、被災地において復旧活動や復興活動を行うボランティアをいいます。

(社会福祉法より抜粋)

(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行うものが参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業または更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本方針

「誰もが安心して暮らせる地域づくり」

本市では、人口減少に歯止めがかからず、少子高齢化が進行し、自治会組織や任意の地域組織など継承継続が難しくなっています。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、住民同士の交流の機会が少なくなり、地域のつながりが希薄になっています。これらの状況から、地域が有する多面的なコミュニティの維持機能が危惧されています。

このような中、「誰もが安心して暮らせる地域づくり」を地域住民全員で共有し、市が策定した「松浦市地域福祉計画」を柱とし、自助・互助・共助・公助の考えのもと民間活力による地域福祉活動を進めていくことが求められています。基本方針を具現化する為に、次の3つの活動目標を定めます。

2 活動目標

活動目標Ⅰ 人とひとがふれあう地域づくり

－ 地域の人が集える仕組みづくりに取り組みます －

各自治会でも高齢化により、各種活動へ参加する人が少なくなっています。自治会会員の減少、世帯員の減少等により、地域活動が難しくなっていることと合わせて、新型コロナウイルス感染症予防のため、食事を伴う行事はここ2年以上自粛されている状況にあります。

自治会の存続を図るためにも、地縁組織（団体）と連携・協力し、地域の活性化と支え合う仕組みづくりに取り組みます。そして、子どもから高齢者まで誰もがいきいきと楽しく住み続けられるよう、郷土愛の醸成を図り、地域や自治会活動に参加しやすいよう支援していきます。

活動目標Ⅱ みんなに優しい地域づくり

－ 福祉サービスの充実と福祉のための人材の育成に努めます －

日常生活上の課題は年々多様化し、公的福祉サービスの支援だけでは解決することが難しくなると考えられます。

地域住民が「福祉」を理解し、課題・問題を抱えた方を福祉施策へつなげるなど、お互いが助け合いながら地域づくりを行う中で、福祉に関わる人材の育成を目指します。

活動目標Ⅲ 安心して生活できる地域づくり

－ 災害等に備えた体制強化と日常生活支援に取り組みます －

近年各地で大規模な自然災害が発生しており、多くの人たちが被災されています。いつ起こるか分からない災害等に備えた取り組みは、最も大きな課題です。平時における住民同士のつながりや支え合いを基盤に、災害時には災害ボランティアセンターを設置するとともに、関係機関とのネットワーク形成に取り組み、災害に強い地域づくりを目指します。

また、認知機能の低下により、日常生活において様々な手続きや金銭の管理等などが十分にできない方が増えています。高齢や障害に限らず、子育て、生活困窮問題、家庭問題など多様化する相談に対応できるワンストップ型の相談窓口を明確にし、誰もが安心して生活できる地域づくりを目指します。

※ネットワーク形成：ある組織や体制が相互につながり、関連し合っている構造・仕組み・系列のことです。

※ワンストップ型：従来サービスによって複数に分かれていた窓口を、総合窓口を設けて1か所で行えるようにすること。総合窓口や窓口一元化ともいいます。

第3章 活 動 計 画

活動目標Ⅰ 人とひとがふれあう地域づくり

－ 地域の人が集える仕組みづくりに取り組みます －

基本施策

1. 住民が集う場づくりを支援します。

少子高齢化が進む中で、自治会活動も年々少なくなってきました。近年は、コロナ禍の影響により、近所付き合いも希薄になっています。地域の誰もが元気と力を出せるような支え合う仕組みづくりを支援します。

実施計画①

具体的な取り組み	各自治会の活動状況を共有し、地域にあった支え合いの仕組みづくりを支援します。				
取り組みの方向	各地域の活動状況を共有し、地域の誰もが役割を持って参加できる地域活動の取り組みを研究します。				
具体的な年次計画	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	実施	➡			

実施計画②

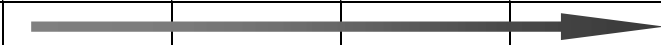
具体的な取り組み	公民館等の利便性向上のための研究を行います。				
取り組みの方向	地域の誰もが利用できる施設を目指し、 バリアフリー化 の実現に向け、有効な取り組みについての情報提供を行います。				
具体的な年次計画	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	実施	➡			

※バリアフリー化：高齢者や障がい者が社会生活を送るうえで、障壁となるものを取り除くという考え方。階段や通路への手すりの設置、階段昇降機の設置、段差に対してのスロープ設置などがあげられます。


2. 地域や自治会活動に参加しやすい環境づくりを支援します。

子どもから高齢者まで住み続けられるよう、郷土愛の醸成を図り、地域や自治会活動に住民が参加しやすいよう支援を行います。

実施計画①

具体的な取り組み	地域や自治会活動の環境づくりを推進します。				
取り組みの方向	ホームページや社協だより等を活用し、地域や自治会で 行われている活動や行事について広報活動に努めます。				
具体的な年次計画	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	実施				

実施計画②

具体的な取り組み	「ふるさとふれあい支援事業」(仮称)を創設します。				
取り組みの方向	未来に継承したい慣習や行事等を、ホームページ等で発 信することで、協賛金を募り、活動資金を支援します。				
具体的な年次計画	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	準備	実施			

活動目標Ⅱ みんなに優しい地域づくり

ー 福祉サービスの充実と福祉のための人材の育成に努めます ー

基本施策

1. 福祉協力員を育成します。

私たちは誰でも、いろいろな問題や悩みを抱えながら生活をしています。

誰もが住みなれた地域で安心して生活をするためには、公的な福祉サービスだけでは解決することが難しい現状にあります。

住民同士がお互いに協力し合える環境をつくるため、福祉協力員を育成し、地域の福祉力向上を目指します。

実施計画①

具体的な取り組み	「福祉協力員登録制度」（仮称）を創設します。				
取り組みの方向	各地区の自治会長や行政協力員等と民生委員・児童委員との連携を図るため、「福祉協力員」として登録していただける制度の創設を図ります。				
具体的な年次計画	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	準備	実施	➡		

実施計画②

具体的な取り組み	福祉講座を開催します。				
取り組みの方向	集いの場等での福祉制度の情報提供や公民館等を利用し、地域住民への介護技術等の普及に努めます。				
具体的な年次計画	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	実施	➡			

2. 福祉教育を推進します。

福祉教育は、思いやりの心をもって、ともに育ち、ともに生きるための福祉の心をはぐくむための様々な取り組みです。

地域全体で福祉教育について学べる機会を創出します。

実施計画①

具体的な取り組み	学校における福祉教育の充実を支援します。				
取り組みの方向	福祉施設、人権擁護委員等と連携し、乳幼児、高齢者、障がいのある人達とのかかわりを深め、福祉教育の充実を図ります。				
具体的な年次計画	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	実施	—————▶			

※人権擁護委員：地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害から被害者を救済したり、地域の皆さんに人権に関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったりしています。

実施計画②

具体的な取り組み	地域に対する福祉教育を推進します。				
取り組みの方向	地域住民を対象とした福祉教育の普及を図ります。				
具体的な年次計画	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	準備	実施	—————▶		

実施計画③

具体的な取り組み	福祉教育資材の充実を行います。				
取り組みの方向	多様な学習が実践できるよう資材の研究・整備を行います。				
具体的な年次計画	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	準備	実施	—————▶		

3. ボランティアセンターの強化に取り組みます。

ボランティアセンターについて普及啓発を図り、住民の方が安心してボランティア活動に参加していただける環境を整備します。

多様なボランティア活動の状況を情報発信し、ボランティア希望者と支援を必要としている地域、団体を調整します。

実施計画①

具体的な取り組み	ボランティアが安心して活動できる環境整備を図ります。				
取り組みの方向	ボランティアセンターの普及啓発を図り、活動希望者の登録を促進します。				
具体的な年次計画	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	実施	—————▶			

実施計画②

具体的な取り組み	ボランティア希望者と活動場所の調整を行います。				
取り組みの方向	ボランティア活動に関する講座の開催や活動場所の情報提供に努めます。				
具体的な年次計画	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	実施	—————▶			

活動目標Ⅲ 安心して生活できる地域づくり

－ 災害等に備えた体制強化と日常生活支援に取り組みます －

基本施策

1. 災害ボランティアの育成に取り組みます。

多発する自然災害への備えとして、災害ボランティアに関する啓発と育成に取り組みます。災害発生時の活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアコーディネーターの育成を図ります。

実施計画①

具体的な取り組み	災害ボランティア養成講座を開催します。				
取り組みの方向	災害時にボランティア活動に取り組む人材の確保・養成講座に取り組みます。				
具体的な年次計画	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	実施				

実施計画②

具体的な取り組み	災害ボランティアセンター演習訓練を行います。				
取り組みの方向	災害ボランティアセンターの役割と取り組み内容について、演習を通して理解促進に努めます。				
具体的な年次計画	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	準備	実施			

実施計画③


具体的な取り組み	災害ボランティアセンターの整備を行います。				
取り組みの方向	運営機能、資材等を検討し、整備強化を図ります。				
具体的な年次計画	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	準備	実施			

※災害ボランティアセンター：被災者・被災地支援のために活躍するボランティア活動を効率よく推進するための組織です。


2. 日常生活支援に取り組みます。

支援を必要とする人が、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、日常生活に関するさまざまな支援活動を推進します。

実施計画①

具体的な取り組み	ふれあい・いきいきサロン事業の拡充を推進します。				
取り組みの方向	住民主体の集いの場ができにくい地域において、サロン事業を展開し、地域づくりを支援します。				
具体的な年次計画	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	実施				

実施計画②

具体的な取り組み	地域におけるサロン活動担い手養成に取り組みます。				
取り組みの方向	住民主体の集いの場が展開できるようサポーター養成講座への参加を支援します。				
具体的な年次計画	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	実施				

※ふれあい・いきいきサロン事業：身近な地域において、高齢者や障がい者、子育て中の親などの当事者とボランティアとが協働で運営し、地域で生活している方々がふれあいを通し仲間づくりの輪を広げ、生きがいづくりや社会参加を促進する地域の拠点づくりを目的とした事業です。

※サポーター：支援する人です。

3. 総合相談機能の体制を整備します。

生活課題を身近な場所で気軽に相談できる環境づくりや、専門機関相互のネットワーク化を推進し、必要に応じた福祉サービスを利用できるよう支援します。

実施計画①

具体的な取り組み	地域に出向き、福祉相談会を開きます。				
取り組みの方向	相談所を開設・周知するとともに、生活支援に関する相談窓口の情報提供を行います。				
具体的な年次計画	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	準備	実施	➡		

実施計画②

具体的な取り組み	専門機関とのネットワークを確立し、多様な相談に対応します。				
取り組みの方向	相談の内容に基づき関係機関との連携を図りながら、必要な支援につなぎます。				
具体的な年次計画	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	実施	➡			

実施計画③

具体的な取り組み	相談援助業務の資質向上・人材育成に努めます。				
取り組みの方向	専門職の確保に努めるとともに、社協職員全員が相談対応できるよう相談業務のスキルアップを目指します。				
具体的な年次計画	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	実施	➡			

※総合相談機能：地域に住む高齢者に関する様々な相談を全て受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的に支援するとともに必要に応じて地域包括支援センターの業務に継続していきます。

4. 権利擁護支援を推進します。

権利擁護支援が必要な方に対して、地域で安心して生活ができるように必要な援助活動を行います。

実施計画①

具体的な取り組み	日常生活自立支援事業を推進します。				
取り組みの方向	判断能力がやや低下してきた人に対し、金銭管理等の生活援助を行います。本人の意思を尊重し、家族、介護支援専門員等との連携を図り、安心、安全な日常生活を支援します。				
具体的な年次計画	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	実施	→			

実施計画②

具体的な取り組み	日常生活自立支援事業生活支援員の育成に努めます。				
取り組みの方向	養成研修を通して、事業への理解と支援員の育成を目指します。				
具体的な年次計画	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	準備	実施	→		

※日常生活自立支援事業：認知症高齢者、知的障害・精神障害のある人など判断能力が不十分な人が、地域で安心して自立生活が営めるように福祉サービスの利用援助、権利擁護を行う事業です。

※介護支援専門員：介護を必要とする方がサービスを受けられるように、計画の作成や事業者との調整を行う専門職です。

※日常生活自立支援事業生活支援員：支援計画に基づき、具体的な支援活動を行う人です。

実施計画③

具体的な取り組み	成年後見制度の周知啓発に努めます。				
取り組みの方向	成年後見制度の利用促進を図るため、ホームページや社協だより等を活用し、制度の広報に努めるとともに、要支援者の掘り起こしを行います。				
具体的な年次計画	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	実施				

実施計画④

具体的な取り組み	後見人の確保に努めます。				
取り組みの方向	法人後見及び市民後見人の育成を推進します。				
具体的な年次計画	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	準備	実施			

実施計画⑤

具体的な取り組み	中核機関としての機能の強化を図ります。				
取り組みの方向	成年後見制度の利用促進を図るため、地域連携ネットワークの調整を担う中核機関としての機能強化に努めます。				
具体的な年次計画	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	準備	実施			

※成年後見制度：知的障害、精神障害、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度です。

※**後見人**：認知症や精神障害によって判断能力が衰えた人の代わりに、財産の管理や病院の手続きなどの生活を保護する仕事を与えられた人をいいます。

※**法人後見**：社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、補佐人もしくは補助人（以下「成年後見人等」という。）になり、ご親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護、支援を行います。

※**市民後見人**：社会貢献への意欲が高い一般市民の方で、市町村が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた方の中から、家庭裁判所により成年後見人等として選任された方をいいます。

※**中核機関**：成年後見制度の利用促進を図るため、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。

※**地域連携ネットワーク**：必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域に相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

資 料 編

1. 松浦市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱
2. 第3期松浦市地域福祉活動計画策定委員名簿
3. 第3期松浦市地域福祉活動計画策定の経緯



▲策定委員会の様子

松浦市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 松浦市地域福祉活動計画の策定に関し、関係団体・機関相互の連絡調整等を行いその円滑かつ効率的な策定を図るため、松浦市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）活動計画策定に関すること。
- （2）活動計画策定のために必要な調査研究に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから松浦市社会福祉協議会会長（以下「社協長」という。）が委嘱する。

- （1）福祉団体を代表する者又はその関係者
- （2）社会福祉施設を代表する者又はその関係者
- （3）保健福祉・医療機関を代表する者又はその関係者
- （4）住民を代表する者
- （5）学識関係者
- （6）行政関係者
- （7）前の各号に掲げる者のほか、社協長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であっても委嘱されたときの要件を欠くにいたったときは、委員の職を失うものとする。

2 委員に欠員を生じたときは、速やかに補欠委員を委嘱するものとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長の職務）

第5条 委員会に会長1名及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、必要に応じて、会長が招集する。

2 策定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

（意見の聴取等）

第7条 委員会は、必要に応じ委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、松浦市社会福祉協議会本所事務局において処理する。

(費用弁償等)

第9条 委員会に関わる報酬、費用弁償等の庶務については松浦市社会福祉協議会規程を準用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行日以降、最初に開かれる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、社協長が招集する。

第3期松浦市地域福祉活動計画策定委員名簿

	氏名	職名	選出区分	備考
1	桑山 美次		住民代表	松浦市地域自治会連合会副会長
2	榎元 あや子		住民代表	松浦市地域婦人会連絡協議会会長
3	鶴 正義		保健福祉・医療	NPO 法人理事長（はーとオアシス）
4	久家 省三	会長	社会福祉施設	特別養護老人ホーム愛光園園長
5	吉澤 謙三		福祉団体	鷹島地区民生委員児童委員協議会会長
6	永田 俊子		福祉団体	福島地区民生委員児童委員協議会会長
7	寺澤 次雄	副会長	住民代表	今福地区社会福祉協議会会長
8	畑原 智治		行政関係	松浦市福祉事務所所長
9	古舘 智治		福祉団体	松浦市民生委員児童委員協議会会長
10	大久保美樹子		福祉団体	松浦市社会福祉協議会会長

第3期松浦市地域福祉活動計画策定の経緯

開催日	会議名	主な協議内容
令和3年 4月26日	第1回 作業部会	<ul style="list-style-type: none"> 自治会アンケート集計について 第3期計画策定方針について
令和3年 5月26日	第2回 作業部会	<ul style="list-style-type: none"> 第2期計画の事業評価について
令和3年 9月 8日	第3回 作業部会	<ul style="list-style-type: none"> 第2期計画の事業評価について 策定委員選任について
令和3年10月13日	第4回 作業部会	<ul style="list-style-type: none"> 策定委員会について 第2期活動計画素案について
令和3年11月10日	第5回 作業部会	<ul style="list-style-type: none"> 策定委員会について 第2期活動計画の評価について 自治会アンケート分析について
令和3年11月25日	第1回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 会長・副会長の選出 第2期地域福祉活動計画の概要説明 第2期地域福祉活動計画の進捗状況及び評価について 自治会アンケート結果について 今後のスケジュール
令和3年12月8日	第6回 作業部会	<ul style="list-style-type: none"> 策定委員会意見集約作業及び計画内容検討 第3期計画素案検討
令和3年12月18日	第7回 作業部会	<ul style="list-style-type: none"> 第3期計画素案検討 第2回策定委員会について
令和4年 1月26日	第8回 作業部会	<ul style="list-style-type: none"> 第3期計画素案検討 第2回策定委員会について
令和4年 2月 1日 ※第3期計画（案）送付	第2回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第3期松浦市地域福祉活動計画（案）について ※書面による開催